

第4章 虐待通告への対応

1 ケースの取扱い（主担当の移行の考え方）

（1）基本的な考え方

- ・ ケース対応にあたっては、子ども家庭支援をチームとして対応する考え方に立ち、児童相談所と子ども家庭支援センターは、チーム内における中核的な連携関係により、それぞれの持つ専門性を相互に活かしながら支援にあたる。
- ・ 個別具体のケース支援にあたっては、児童相談所と子ども家庭支援センターが相互にケースの主たる責任担当を明らかにし、支援の終結まで協働して支援にあたる。

（2）ケースの担当の基本ルール

① 主担当

次の例示を基本に児童相談所・子ども家庭支援センターのどちらをケースの主担当とするかを定めるものとする。

ア、子ども家庭支援センターが主担当となるケース（例示）

- ・ 虐待の内容の深刻度や緊急度が低く、子ども家庭支援センターが中心となって、在宅支援によって支えていくケース
- ・ 特定妊婦など、妊娠中から出産後の養育支援が必要なケース

イ、児童相談所が主担当となるケース（例示）

- ・ 一時保護が必要と思われるケース
- ・ 警察からの通告（警察からの通告は児童相談所が担当する。ただし、書類通告については、内容に応じて対応を子ども家庭支援センターに依頼する）
- ・ 性的虐待や重篤化したケース等、深刻度や緊急度の高いケース

② 主担当の移行

ケース対応の中で、それぞれの役割に応じ、主担当を移行することが適切であると考えられる場合においては、適宜主担当を移行するものとする。

ア、児童相談所から子ども家庭支援センターへ主担当を移行するケースの例

- ・ 主訴が解消して終了するケースのうち、主訴以外にも心配な点があり、在宅支援を必要とするケースなど

※なお、児童相談所から子ども家庭支援センターにケースを移行し、在宅での支援を行う場合においては、児童相談所は、在宅支援までの一貫したアセスメントのうえ、ケースを引継ぐものとする。

イ、子ども家庭支援センターから児童相談所に移行するケースの例

- ・ 強制介入や専門的対応が必要と判断されるケース

③ 具体のルールの方策

主担当の定めや、移行についての詳細や、児童相談所から子ども家庭支援センターへの指導措置の委託を行う場合における簡便で円滑な連携方法などについては、児童相談所と子ども家庭支援センターの組織体制も踏まえたうえで、実務提要において定めるものとする。

2 ケース検討会議

- ・児童相談所と子ども家庭支援センターの認識の温度差が生じる等の課題を解消するため、区内部組織としての特性を活かし、子どもの安全確保や適切な支援をより迅速に行うとともに、日々の情報伝達や定期的な情報共有会議等を行う。
- ・原則として、子ども家庭支援センターと児童相談所は合同で支援会議を実施し、支援プランの策定を行う。これをもって、同一基準・同一判断による一貫したアセスメントに基づき、必要に応じて双方が持つ機能を組み合わせた支援（のりしろ型支援）を行うなど、児童相談所の専門性を活かし、両機関が協働しながら問題の解決を目指す。
- ・双方の機能や権限に基づく、多角的な視点からの意見を持ち寄り、共有する中で、最善の支援をともに考えることを共通の理念とし、そのための場として、機動的にケース検討会議を設定するものとし、設定のルールや運用について実務提要において定めるものとする。

3 虐待通告窓口

(1) 基本的な考え方

① 前提条件

子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を担保するとともに、子どもの生命と安全を守るための初期対応を効率的に行い、かつ漏れや齟齬が絶対に生じることのない体制を構築する。

② 安全確認の考え方

次の理由から、通告に対する安全確認は、全件実施するものとする。

- ・通告を受理した児童相談所及び子ども家庭支援センターは、虐待を受けた子どもの生命を守り、安全を確保することを最優先にして対応することが基本であり、通告内容等から事例を適切に評価・検討を行い、迅速性をもって対応する必要があること。
- ・司法・警察などとの情報連携に壁があり、現在の国内法制の下では、電話による通告のみで正確な内容を判断することは、困難であること。
- ・安全確認を行うことによって保護者が気付いていないニーズを含め、支援のきっかけとなる効果が期待されること。

③ 区独自による体制整備

特別区による共同のコールセンターの設置については、相談歴などのケース情報の把握や迅速・的確な支援決定が必要なことから、特別区長会を通じた検討の結果、夜間休日対応も含め、行わないこととしており、これを踏まえ、区独自の体制整備を行うものとする。

(2) 区における通告窓口の体制

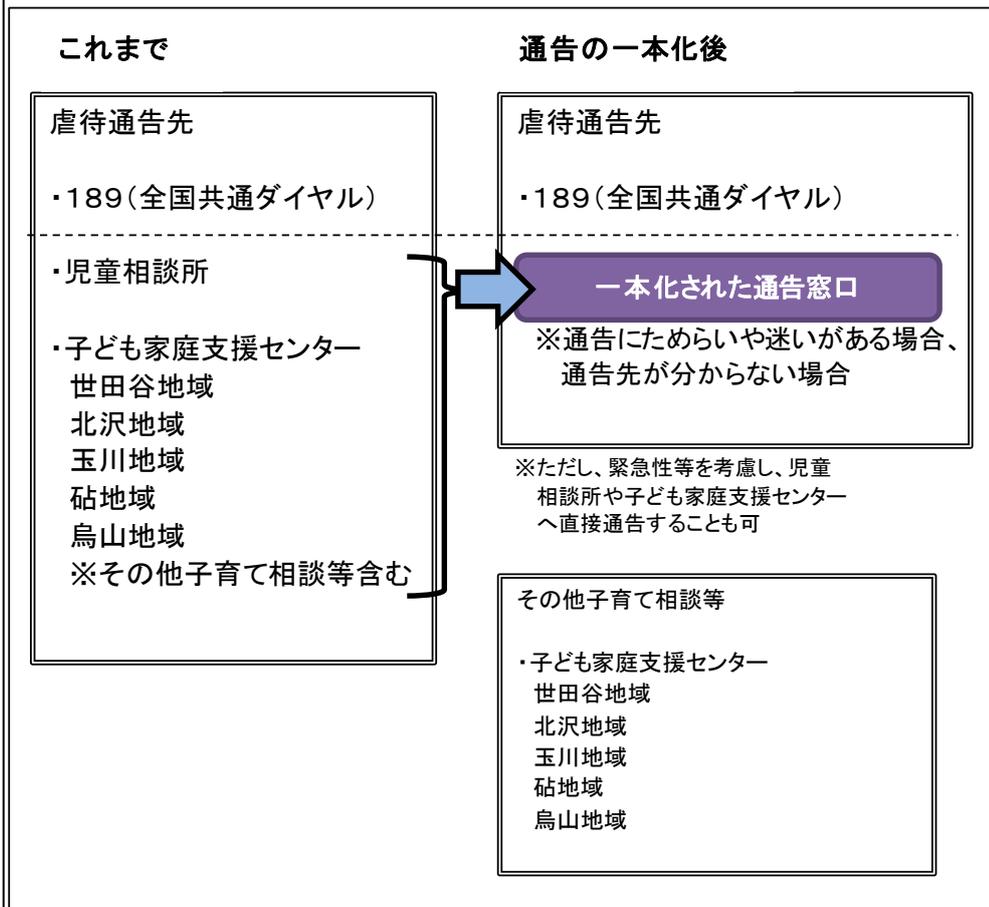
① 現状

現在、児童相談所と5か所の子ども家庭支援センターがそれぞれ虐待通告・相談を受けている。また、児童相談所への通告・相談は、児童相談所に直接電話する方法と児童相談所全国共通ダイヤル189が設置されている。

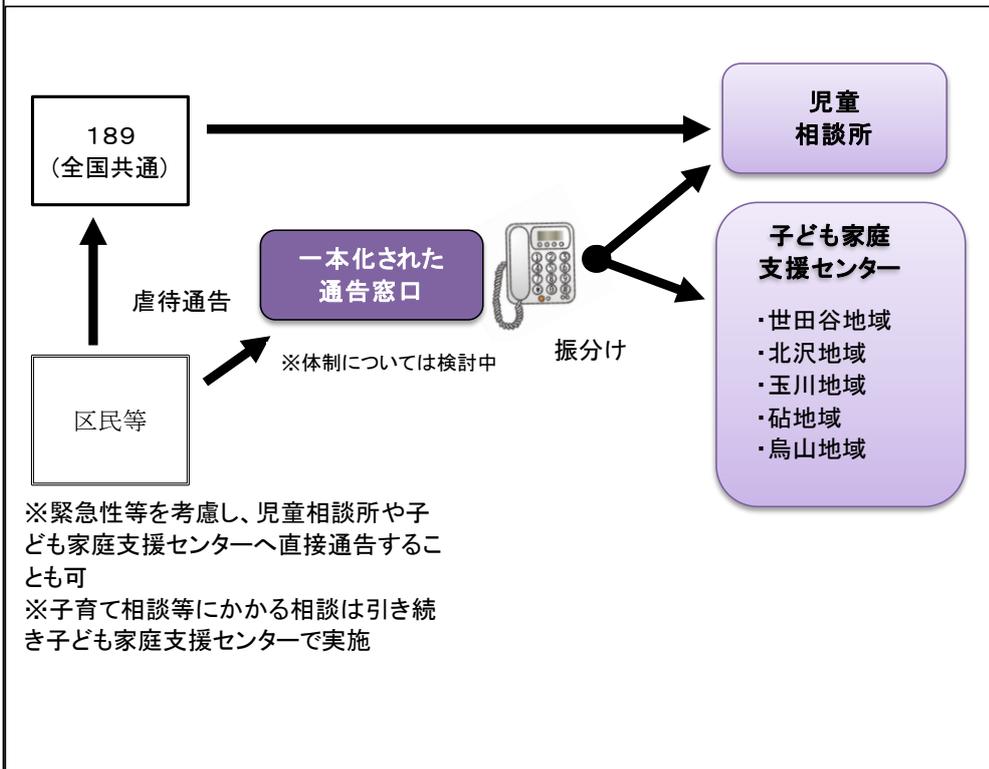
② 通告窓口体制の整備

- ・区民や関係機関に対しては、189への通告の案内を基本とする。
- ・しかしながら、「虐待通告」として連絡することにためらいや迷いがある場合や、通告先が分からない場合の連絡先として、一本化された通告窓口を設置するなど、区民等に分かりやすい、統一されたリスクの判断基準に基づく通告受理体制の構築を検討する。
- ・なお、関係機関等が緊急性等を考慮し、児童相談所や子ども家庭支援センターへ直接に通告することも可とするものとし、この場合においては、通告を受けた子ども家庭支援センターまたは児童相談所において通告を受理するものとする。

<新たな通告窓口のイメージ>



<新たな通告の流れ>



- ・子ども家庭支援センター、児童相談所のいずれについても、児童虐待にかかる通告・相談の受理にあたっては、世田谷版ネウボラや地域包括ケアの地区展開での相談窓口と同様に、ひとつひとつの連絡を大切に、必要に応じて面接を行い、その中から気付いていないニーズを含めて、丁寧に対応していくことを基本とする。

② 通告受理後の調査等の実施

- ・通告を受けた児童相談所または管轄の子ども家庭支援センターは、緊急受理（支援）会議を実施の上受理し、子どもの安全確認と必要な調査を行う。
- ・原則として、子ども家庭支援センターと児童相談所は合同で支援会議を実施し、支援プランの策定を行う。これをもって、同一基準・同一判断による一貫したアセスメントに基づき、必要に応じて双方が持つ機能を組み合わせた支援（のりしろ型支援）を行うなど、児童相談所の専門性を活かし、両機関が協働しながら問題の解決を目指す。
- ・調査の結果、主担当の移行が適切であると思慮されるケースについては、別途定めるルールに基づき、主担当の移行を行う。

（3）警察からの身柄付き通告・書類通告

- ・警察からの身柄付き通告・書類通告は児童相談所が対応する。
- ・ただし、夜間・休日の身柄付き通告については、一時保護所で対応するものとする。

4 夜間休日対応について

（1）基本的な考え方

夜間・休日の電話連絡による虐待通告や、警察からの身柄付き通告に対し、迅速かつきめ細やかな対応が可能な体制を構築する。

（2）夜間・休日の定義

① 夜間

午後5時15分から明朝の午前8時30分までを「夜間」とする。

② 休日

土曜日・日曜日・年末年始・祝日などの閉庁日における午前8時30分から午後5時15分までを「休日」とする。

（3）夜間・休日の警察からの身柄付き通告への対応

夜間・休日の身柄付き通告については、一時保護所で対応するものとする。

（4）その他の夜間・休日の電話による児童虐待通告の受理体制

他自治体における通告件数の実績を参考に、以下の対応を行う方向で検討する。

<参考>

人口約150万人の自治体の例（平成28年度実績）

夜間件数：164件（年度合計）※年度365日平均（1日あたり）0.4件程度

休日件数：44件（年度合計）※年度約120日平均（1日あたり）0.4件程度

① 189を通じた通告の受理体制

他自治体の対応に準じ、夜間・休日の189への通告の受電業務は外部委託による対応を検討する。外部委託業者は、内容に応じて、警察への通報や児童相談所職員へ連絡する。児童相談所は、輪番による連絡体制をとり、事案ごとに初動対応の必要性の判断及びその対応を行う。

<参考> 東京都の対応

夜間・休日における189を通じての通告の受電業務は、外部委託を行っている。外部委託業者は、内容を確認し、必要に応じて警察への通報や児童相談センター（下記「※東京都における「通年開所」の概要」参照）へ転送するなどの対応を行う。

② 189によらない通告（児童相談所への直接通告等）への対応

夜間・休日の189によらない通告（児童相談所への直接通告等）については、他自治体の一般的な対応に準じ、次のとおり対応することを検討する。

- ・ 警察等の関係機関からの緊急の連絡等は、一時保護所により対応
- ・ その他の通告については、開庁時間の連絡又は189への通告を案内（緊急時は輪番により対応）

<参考> 東京都の対応

夜間・休日における児童相談所への直接通告（関係機関や都内児童相談所に相談中の相談者の通告）は、緊急連絡先（児童相談センター）を案内し、児童相談センターにおいて必要な対応を行う（夜間は夜間連絡調整員（非常勤職員）が対応、休日（日中）は「通年開所」※体制により対応）。

※ 東京都における「通年開所」の概要

実施場所：児童相談センター

相談時間：休日の午前9時～午後5時

業務内容：緊急性のある「相談」についての対応

第5章 児童相談所システム

1 基本的な考え方

- ・児童相談所の運用にあたり、効率的・安定的な運用及び管理並びに個人情報の保護のため、児童相談所システムを構築する。
- ・本システムは、都システムに準じた仕様とし、住基情報なども取り込んだ形で区独自で開発する。

2 開発手法

- ・現在の東京都児童相談所業務は、全ての相談所において東京都が独自に開発したシステムを使用しているが、移管にあたり、子ども家庭支援センターでの既存システムを児童相談所システムへ仕様変更する区もあるため、共通のシステム導入は行わず、世田谷区独自の児童相談所システムを構築する。
- ・児童相談所の開設にあたっては、子どもの安全と福祉を引き続き保持するため、東京都における児童相談所業務全般を、迅速・効率的・短期間で引継ぎする必要がある。そのため、法定化されている児童相談所業務全般の運用システムを、実績のあるパッケージソフトウェアを基本に構築し、東京都児童相談所のデータをセットアップし運用する。

3 システムで処理する業務の範囲

- ・本システムの対象とする業務は、相談管理、会議管理、一時保護情報管理、援助情報管理、負担金管理、債権管理、里親管理、統計処理、業務支援、システム管理、住基連携、番号情報連携、共通の各業務とする。

4 設置場所及び利用機器

設置場所 世田谷区児童相談所、一時保護所

利用機器 業務用端末機、スキャナ兼用プリンター

5 システム使用・閲覧者

児童相談所、一時保護所、各総合支所保健福祉センター生活支援課子ども家庭支援センターの職員

6 区データとの連携

東京都児童相談所システムの世田谷区民分の全記録を都からデータで提供を受け、セットアップする。その際は、区の他データと連携を図ることができるようにする。

7 子ども家庭相談支援システム等との連携

- 子ども家庭相談支援システムをはじめとする以下の「児童関連システム」については、関係所管との協議により閲覧等のアクセス権に関するルールを定め、必要に応じて情報をそれぞれのシステムで閲覧できるようにし、業務間の緊密な連携を図る。

児童関連システム一覧

システム名	システム管理内容等	利用課
子ども家庭相談支援システム	子ども家庭支援センターにおける、相談記録・支援内容・ケア会議などの記録管理	各総合支所保健福祉センター生活支援課 子ども家庭支援センター 子ども家庭課
子どもの人権相談システム	いじめや虐待などの子どもの権利侵害についての相談記録	子ども家庭課 子どもの人権擁護・児童虐待防止推進担当
保健福祉総合情報システム（児童・医療系）	児童手当、子ども医療費助成、児童扶養手当、児童育成手当、特別児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成における、資格・給付管理	各総合支所保健福祉センター生活支援課 子ども家庭支援センター 子ども育成推進課
保健福祉総合情報システム（障害系）	身体障害者手帳、障害手当等の資格給付管理	各総合支所保健福祉センター保健福祉課 障害支援 障害施策推進課
保健福祉総合情報システム（総合相談系）	児童・医療系、障害系を含み、住民基本台帳情報、課税情報、生活保護情報などの参照・検索	保健福祉総合情報システム利用課
子ども医療給付管理システム	子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成における診療報酬請求管理	子ども育成推進課

8 セキュリティ対策等

- 世田谷区の情報セキュリティポリシー、世田谷区電子計算組織の運営に関する規則第9条の3の規定により適用される児童相談所開設準備担当課の情報セキュリティ実施手順（個別）を策定したうえ遵守する。また、総合支所保健福祉センター生活支援課は、システム利用課として情報セキュリティ実施手順（共通）に利用システムとして追加し、利用所管として規定を遵守する。
- 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会への付議は平成30年度中に行う。

9 スケジュール（予定）

- 平成30年 4月～平成31年9月 システム開発・仮データセットアップ
- 平成31年10月～平成32年3月 運用テスト・操作研修・セットアップ
- 平成32年 4月～ 本稼動

10 構築・運用の委託

(1) 委託業務の範囲

システムの構築・運用にかかる次の業務について、外部委託により行うものとする。

- ・相談管理、会議管理、一時保護情報管理、援助情報管理、負担金管理、債権管理、里親管理、統計処理、業務支援、システム管理、住基連携、番号情報連携、共通の各業務を取り扱うことができるシステムの構築及び保守管理

(2) 構築委託の内容

- ① プロジェクト管理作業
進捗・工程管理作業、課題管理作業、その他関連作業
- ② 設計作業
本システムの設計作業、その他関連作業
- ③ 構築作業
基本ソフトウェア製品の設定作業、ハードウェア製品のOS等の個別設定作業、ソフトウェアのインストール、設定作業、本区ネットワークへの接続作業（機器に本区より付与するIPアドレス設定）
- ④ その他関連作業
データ移行作業、テスト作業、教育・研修、マニュアル作成

第6章 児童相談所の整備

1 基本的な考え方

- ・地域に子ども・子育て・若者支援に関する人材や資源が多く、また、地域行政の推進に取り組む区の特性を活かした、効果的な児童相談行政の中心となる施設とする。
- ・開設時期は、平成32年4月以降の出来る限り早い時期とする。

2 整備場所

- ・区有施設である区立総合福祉センターの機能移転後の一部を利用して設置する。
(所在地：世田谷区松原6-41-7)
- ・効果的な児童相談行政の中心となる施設のため、妊娠期からの気軽な相談、仲間づくりなどの機能を有する子育てステーションと併設し、相互に連携して運営する複合施設として整備する。

各階配置イメージ

施設		階数	機能、内容	運営
児童相談所		2,3F	事務室、相談室 等	区直営
子育てステーション梅丘	おでかけひろば	1F	ひろば 等	法人への委託
	ほっとステイ		保育室 等	法人への委託
	保育施設		保育室、調理室 等	法人による運営
	発達相談室		事務室、相談室 等	法人への委託
団体活動支援スペース		1F	会議室、印刷室 等	法人への委託
(仮称)水活動室		B1F	水活動用プール 等	法人への委託

3 備える機能の要件

- ・虐待（主に性的虐待）を受けた子どもが、繰り返し被害状況について話す必要がないよう、児童相談所職員のほか警察等の関係者が同時に被害確認を行える設備を備えた被害確認面接室を整備する。
- ・今後の相談件数の増加等への対応を念頭に、相談室や面接室は可能な限り多く確保するものとする。また、相談室や面接室は、子どもへの圧迫感がなく、かつ、子どもが落ち着けるような適切な広さとする。

- ・ 援助方針会議など、大人数による会議が可能な会議室を整備する。
- ・ 事務室は、書類が多く収納が必要なことや、事務室内で緊急の会議を開くことなどを考慮し、広さや収納を設計する。

4 整備計画（基本構想）の概要

（1）施設（総合福祉センター）概況

- ・ 所在地 世田谷区松原6丁目41番7号
- ・ 竣工年 昭和63年 築29年
- ・ 敷地面積 2,736.75㎡
- ・ 延床面積 4,229.63㎡
- ・ 建物概要 鉄筋コンクリート造 地上3階、地下1階

【外観（正面）】



【周辺図】



(2) 施設設計の共通配慮事項

- ア、複合施設による各施設の利用者動線、セキュリティの確保に配慮した計画とする。
- イ、ユニバーサルデザインに配慮した計画とする。
- ウ、省エネルギーに配慮した計画とする。
- エ、施設の維持管理及び維持管理コストに配慮した計画とする。
- オ、既存建物プランを利用した計画とする。

(3) 工事内容

① 児童相談所の整備

- ア、延床面積 1,000㎡程度
- イ、階数 2階、3階
- ウ、運営 区直営、条例により設置
- エ、整備内容
 - ・児童や保護者が安心できる空間作りに配慮した施設にする。
 - ・事業を円滑に進めるために必要な機能として事務室、相談室等を整備する。
 - ・その他の機能としては、「効果的な児童相談行政の推進検討委員会」等における検討状況や、とりまとめの結果等を踏まえ、児童相談所の機能や組織体制等の整理を行い、順次設計に反映していくものとする。

<参考> (東京都世田谷児童相談所との面積比較)

	総合福祉センター後利用施設	東京都世田谷児童相談所
延床面積 (廊下、便所等含む)	約1,745㎡ (2～3階部分)	約876㎡
※内訳 主な諸室面積	約1,000㎡ (事務室ほか、諸室としての利用を見込むスペース)	約521㎡ (事務室ほか14室)

(4) 建物内動線

複合施設であるため、児童相談所を利用する区民と、その他の施設を利用する区民との動線が交錯しないよう配慮する。

5 施設全体の管理体制

現在の総合福祉センターと同様に、施設全体の建物維持管理業務について業者へ一括して委託する。

6 概算経費

(1) 実施設計費

- ・平成29年度 5,427千円 (第一次補正予算額)
- ・平成30年度 12,662千円 (当初予算額)
- ・合計 18,089千円

(2) 改修工事費

- ・平成30年度 262,400千円 (当初予算額)
- ・平成31年度 393,600千円 (債務負担額)
- ・合計 656,000千円

※子育てステーション梅丘の移転、中長期保全計画に基づく改修工事にかかる改修工事費も含む(ただし子育てステーション梅丘の保育施設の改修工事は、保育施設の運営事業者による工事施工となるため上記工事費には含まない)

(3) 施設維持管理費(概算)

約 84,000千円/年

※総合福祉センター過去3ヵ年決算額平均値

7 スケジュール(予定)

平成29年10月～	実施設計
11月	第4回区議会定例会(総合福祉センター条例廃止)
平成31年度	改修工事 児童相談所条例制定
平成32年度	施設開設

第7章 一時保護

1 基本的な考え方

虐待の予防から一時保護、里親委託や施設への入所措置、その先の家庭復帰や養子縁組など、一連の業務を通じた子どもの最善の利益を最優先とする一貫した方針の下で、保護する子どもの年齢に応じた適切な生活環境を提供することを基本とし、保護を必要とするときに速やかに子どもを保護することができる体制を構築する。

2 保護の方法

- ・通学などの日常的な生活が可能な状況にある子どもの一時保護は、児童養護施設や里親・ファミリーホームへの一時保護委託を行うことを基本とし、一時保護委託の委託可能数を増やす取組みを進めるものとする。また、2歳未満の乳児の一時保護については、家庭的な環境を提供するため、里親・ファミリーホームへの一時保護委託を行うことを基本とし、乳児院への一時保護委託とあわせて対応するものとする。
- ・以上によらず、秘匿性を要する子どもの保護を行う場合や、児童養護施設、里親・ファミリーホームへの一時保護委託が困難な場合において、子どもの安全を確実に確保するため、一時保護所を整備し、児童相談所と同時開設する（区単独設置とする）。

3 保護人数の想定（必要整備量）

これまでの世田谷児童相談所における一時保護の実績と増減の傾向からの推計に基づき、次のとおり必要な一時保護委託等の整備量の確保に取り組む。

① 世田谷児童相談所の一時保護の実績

< 年度別の保護人数（狛江市分含む） >

		下段（）は前年度比増減			
年度		25	26	27	28
区分					
一時保護の人数		69 (-)	49 (△ 20)	46 (△ 3)	121 (75)
	うち一時保護所 ※1	31 (-)	35 (4)	34 (△ 1)	73 (39)
	うち一時保護委託 ※2	38 (-)	14 (△ 24)	12 (△ 2)	48 (36)

※1 児童相談所一時保護所で保護した人数（世田谷児童相談所作成資料より）

※2 児童養護施設・乳児院・里親・障害者施設等への一時保護委託の人数（東京都発行「事業概要」より）

【A】

② 一時保護の整備量の試算

ア、月別の保護の最多人数（各月の比較） ※世田谷区調べ

- ・平成27年度 16人（男12人、女4人） ※最大月：平成28年3月
年度の保護人数に対する割合（16人/46人） **34.8%【ア】**
- ・平成26年度 11人（男8人、女3人） ※最大月：平成26年12月
年度の保護人数に対する割合（11人/49人） 22.4%

イ、統計から推計される一時保護の必要整備量（統計の最大値【A】に基づく推計）

【A】 × 【ア】 = 43人【イ】（小数点以下切り上げ）

③ 整備計画

- ・児童養護施設や里親への一時保護委託を行うことを基本とし、一時保護委託の委託可能数を増やす取組みを進めるとともに、特別区間・都区間による一時保護委託の相互利用の調整を進めるものとする（①）。
- ・また、乳児（2歳未満）の一時保護は、里親・ファミリーホームへの一時保護委託を行うことを基本とし、必要に応じて乳児院への一時保護委託を活用するものとする（②）。
- ・以上によらず、秘匿性を要する児童の保護を行う場合や、児童養護施設・里親・ファミリーホーム等への委託が困難な場合における一時保護のため、一時保護所を活用するものとし、整備地の状況から、可能と見込まれる定員の上限（26人）まで整備量を確保するものとする（③）。

区分	確保・整備の目標量
必要整備量	43
うち一時保護所の整備目標量	26 ③
一時保護委託先の確保の目標量	17 ①②

<参考>当初計画からの変更点（一時保護の増加傾向を踏まえた計画修正）

- ・当初計画 20名～25名（一時保護所での保護を想定）
- ・本計画 43名（一時保護所26名、一時保護委託17名を計画）

④ 今後の計画への実績の推移の反映

一時保護はこれまで増加傾向を示していることから、今後もその推移を注視し、必要に応じて一時保護委託の委託先の確保目標量を見直すことにより、適切な整備量の確保を目指すものとする。

4 里親・ファミリーホームへの一時保護委託

(1) 目標整備量

17名

(2) 確保の方法

里親への一時保護委託の目標整備量の確保にあたっては、社会的養護の受け皿の拡充としての里親・ファミリーホームの拡充に第一に取り組み、そのうえで、一時保護に対応できる里親家庭の育成に努めるものとする。

(3) 一時保護委託に向けた里親家庭の育成（研修計画の策定）

① 未委託・新規の里親を活用した一時保護委託の拡充

- ・平成29年6月現在、区内には、子どもの状況や養育家庭の希望・経験等に基づくマッチングが成立しない未委託の里親（養育委託されていない里親）が31家庭中13家庭ある。養育委託されていない未委託の里親が生じる理由として、里親の受託できる子どもの年齢・性別等が限定されている場合や、里親としての経験が浅く、配慮を要する子どもの養育委託が困難である場合などが挙げられる。
- ・また、新規の里親には、養育委託されるまでの期間が長期にわたることが多く、配慮が必要な子どもを養育できる経験を積んだ里親が増えない要因となっている。
- ・こうしたことを鑑み、短期間の一時保護委託により経験を積むことは、里親のスキルアップの促進と、養育委託のマッチングの可能性を広げるうえで有効な手段であると考えられる。こうしたことも踏まえ、養育委託されていない未委託の里親への一時保護委託を積極的に進めるものとする。
- ・未委託・新規の里親を中心に、一時保護委託の制度説明や支援プランについて丁寧に説明を行い、一時保護委託の協力の希望を募るものとし、関心のある里親には、区独自による児童館・保育園・児童養護施設などでの子どもとの関わりを学ぶ研修や、他自治体の一時保護所の見学、一時保護所・児童養護施設における職員研修を準用した研修などを行うことで、育成を図るものとする。

② 経験の豊富な里親への一時保護委託

里親としての豊富な経験を持つものの、長期にわたる養育委託は困難な里親についても、短期間の一時保護委託であれば受託が可能な場合も想定されるため、未委託の里親の育成とあわせ広く協力を募るものとする。また、ファミリーホームにおいても、子どもの養育状況に応じ、柔軟な一時保護委託の受け入れについて協力を求めるものとする。

(4) 委託の決定にあたっての配慮事項

- ・一時保護の必要が生じた場合は、家庭における養育環境と同様の養育環境を確保するため、里親・ファミリーホームへの委託を優先的に検討するものとする（警察からの夜間の身柄付き通告など、児童相談所の援助方針会議のいとまなく保護を行うケースは除く）。
- ・一時保護委託は、心理・行動診断などによる子どもの状況の把握が十分にできていない段階での委託となるなど、養育委託と異なる配慮を必要とする。については、保護に至った経緯や子どもの状況を勘案し、里親・ファミリーホームの負担と比較して、里親家庭での生活や通学の保障など、一時保護委託のメリットがないと見込まれる場合については、以上によらず一時保護所での保護を優先するものとする。
- ・援助方針会議は、一時保護の方法の選択の場となることから、里親・ファミリーホームへの委託を優先させることとし、適切な方法を選択するための判断材料となる情報等について、改めて見直しを行うものとする。
- ・委託後、子どもの状況から里親・ファミリーホームでの生活は適さないと判断される場合、速やかに代替の措置を行えるよう、里親・ファミリーホームへの一時保護委託の決定にあたっては、あわせて他の保護の手段についても検討を行い、備えることを基本とする。
- ・平成30年度において、一時保護委託中の子どもの行動制限などについての児童相談所の関与や、事故が発生した場合の責任の所在など、他自治体の例を調査のうえ、これらについて区としての方針を明らかにするものとする。そのうえで、事前に里親・ファミリーホームへこれらについて丁寧な説明を行うとともに、里親・ファミリーホームで受託可能な子どもの年齢等の条件を確認のうえ、受託について事前の承諾を得るものとする。

(5) 委託にあたっての支援（支援プランの策定）

① 一時保護に必要な備品等の整備

突然の一時保護でも即時に受託できるよう、子どもの状況に応じた基本的な生活用具等を区で備え、委託と同時にこれらの物資を支給、または貸与できるよう検討を進める。

② バックアップ体制

経験の浅い里親への一時保護委託にあたっては、慎重に一時保護委託の判断を行うとともに、必要なバックアップ体制を設けることとし、里親支援の検討（フォスタリング機関の設置やチーム養育の構築の検討）にあたり、この一時保護委託時のバックアップ体制の構築についてもあわせて検討するものとする。

(6) 年次計画

- 平成30年度 里親の拡充に向けた啓発活動等
一時保護委託に向けた里親家庭との意見交換
研修・支援プランの策定
委託契約方法・事故発生時の責任等の検討・調整
(その他、フォスタリング機関設置やチーム養育構築の検討など)
- 平成31年度 (児童相談所設置市としての政令指定以降)
里親家庭との面談(一時保護委託の希望の有無等の確認)
一時保護委託にあたっての研修の実施
一時保護委託先となる里親との合意形成
支援プランに沿った備品等整備
- 平成32年度 里親への一時保護委託の実施

5 一時保護所における保護

(1) 一時保護所における保護の定員数

幼児～就学児(概ね2歳～18歳未満) 26名

(2) 一時保護所の整備等

① 整備等についての考え方

- ・児童相談所開設当初から適切な子どもの保護を切れ目なく行うため、平成32年4月以降早期の開設を目指す児童相談所と同時に開設できることを条件に、子どもの保護機能を有する施設を整備することとし、この方針に沿い、かつ児童相談所運営指針の規定を満たす整備地の選定作業を行った。
- ・選定作業を進めた結果、整備の最適地として、児童相談所(総合福祉センター後利用施設)と密接な連携を保つ範囲に所在する区の施設を活用することとし、内部改修工事等のうえ子どもの保護機能を有する施設を整備する。
- ・諸室の配置や運営方法等については、外部有識者等により構成する「効果的な児童相談行政の推進検討委員会」における専門的な視点からの意見(平成30年1月中間報告)を踏まえ、平成30年7月を目途にとりまとめる。

② 施設の公表についての考え方

- ・いわゆるDV被害者の保護のためのシェルター等と同様に、子どもの保護機能を有する施設の所在地は公表しない。
- ・児童相談所の設置条例の制定に際しても、子どもの保護施設を設置することのみを定め、所在地は記載しない扱いが一般的であり、区としてもこれらに倣って条項を定めるものとする。

③ スケジュール（予定）

平成30年度	基本・実施設計
平成31年度	改修工事
平成32年4月以降	施設開設

（3）学習の保障

- ・通学などの外出が可能な子どもの保護は、里親・ファミリーホームへの一時保護委託を優先するため、一時保護所の保護児童の通学は原則として想定しない。仮に、一時保護所で保護する子どもが通学や外出をする必要があると判断された場合については、一時保護所の秘匿性や他の保護児童への影響を慎重に考慮のうえ個別の対応を検討するものとする。
- ・通学などの外出が適切ではない子どもについては、学習の機会を保障する方法について、平成30年度において、一時保護所内の生活日課等とあわせ検討を行う。
- ・以上にかかわらず、児童相談所開設以降についても引続き一時保護所における学習のあり方について調査・研究を続け、教育委員会等の関係機関と連携し、より適切な方法があれば、随時積極的な見直しを図るものとする。

6 整備量を超える一時保護への対応

（1）状況の変化に対応するための予備的な整備の推進

- ・里親・ファミリーホームでは、里親家庭の事情により一時保護委託ができる子どもの要件等が限定される場合が多いと想定されることから、目標の整備量にかかわらず、より多くの協力家庭を確保する必要があると考えられる。
- ・一時保護委託の基盤の構築という観点からも、里親の拡充は最優先に取り組むべき課題であり、フォスタリング機関の設置等の検討を進めつつ、平成30年度から積極的かつ効果的な啓発活動に取り組むものとする。

（2）乳児院への一時保護委託

- ・現在、区内には乳児院がなく、また里親への一時保護委託の件数も僅少であることから、乳児の一時保護委託は、日赤病院などの区外の乳児院が主な委託先となっている。

<参考> 世田谷児童相談所による乳児院への一時保護委託の実績
平成27年度12件、平成28年度10件

- ・引続き、これらの区外の乳児院については、里親・ファミリーホームでは受けられない一時保護委託の引き受け先として、引続き協力を依頼するものとし、平成30年度より、江戸川区・荒川区と連携のうえ、具体の調整を進めるものとする。

(3) 児童養護施設への一時保護委託

- ・様々な手法により一時保護委託の整備量の確保を進めるものの、状況の変化等に備え、考えうる限り一時保護の委託先を確保しておく必要がある。
- ・児童養護施設への一時保護委託にあたっては、次の2つの手法が想定される。
 - ア、児童養護施設に定員の空きがある場合の一時保護委託
 - イ、児童養護施設の分園（グループホーム）の設置の促進とあわせて一時保護委託機能の整備
- ・当区においては、家庭的な環境での社会的養護の推進を優先することを基本方針とすることから、ア、児童養護施設に定員の空きがある場合の一時保護委託を行うものとし、平成30年度より、区内施設と具体の調整を進めるものとする。
- ・なお、児童養護施設の分園（グループホーム）の設置の促進とあわせて一時保護委託機能の整備については、児童相談所開設以降の一時保護の件数の推移や、里親・ファミリーホームの動向、国・都の財政支援などを注視し、引続き今後の検討課題として調査・研究に取り組む。

(4) 他自治体への一時保護所委託

以上のいずれかの方法により、区内の施設等においての一時保護を基本とするが、さらに保護を必要とする子どもがいる場合については他自治体へ一時保護所委託を行うものとし、これにあたっての広域調整を進めるものとする。

※第9章「自治体間の広域調整」を参照。

7 入所調整

- ・一時保護中の子どもについて保護者からの強引な引取要求が予見され、これにより当該児童や他の入所児童、職員、近隣住民等へ影響が及ぶことが危惧される場合においては、他自治体の一時保護所への一時保護委託を行うものとする。
- ・また、同時期に同じ学校に在籍する子どもを複数保護する場合や、非行を理由に通告された子どもを集団で保護する場合についても、同様に他自治体の一時保護所へ一時保護委託を行うものとする。
- ・以上のとおり、他自治体へ一時保護委託を依頼する一方、一時保護所の子どもの定員に空きがある場合については、他自治体の一時保護委託を受け入れるものとする（他自治体からの一時保護委託は、一時保護所でのみ受けるものとする）。

※第9章「自治体間の広域調整」を参照。

8 一時保護における医療体制の確保

(1) 確保の手法

特定の医療機関における恒常的な一時保護委託のための病床の確保は、医療機関・区の双方にとって負担が大きい。また、これまでの実績を考慮すると、病床の恒常的な確保は行わず、協力関係を複数の医療機関と構築し、必要が生じた場合に一時保護の受入れを依頼することとする。

(2) 緊急の診断のための協力医師の確保

- ・一時保護にあたり、子どもの治療が必要な場合であるにもかかわらず、治療に対し親権者等の同意がない場合や、親権者等が反対する場合がある。
- ・この場合、民法第834条の2による親権の停止のうえ、親権を代行する児童相談所等として医療行為に同意し入院措置を行うことが基本となるが、緊急の治療が必要な場合については、児童福祉法第33条の2第4項・同法第47条第5項による児童相談所長等による監護措置として入院措置をとることとなる。
- ・このように、一時保護と同時に、医療の観点から即時の入院の必要性などの判断を要する場合もあることを踏まえ、緊急病床の確保に向けては、緊急に子どもを診断できる医師も同時に確保を進める。
- ・また、本件の協力医師の確保は、虐待の確定診断のための法医学専門医師との協力体制の構築と関連することから、これと同時並行により、確保に向けた関係機関との調整等を進めるものとする。
- ・基本的には、現在の世田谷児童相談所等における医師の協力体制を参考に、協力医師を確保することとし、平成30～31年度において調整を進める。

9 医療機関への一時保護委託

- ・医療機関への一時保護委託が必要なケースとしては、虐待を受けて入院した子どもが、治療後も家庭復帰や一時保護所での保護ができない等の理由により、入院を続ける場合（いわゆる社会的入院）が想定される。しかしながら、子どもが最も支援を必要とする時期に、適切な支援につながらず、入院を余儀なくされる事態の防止に努める。
- ・治療終了後、速やかに一時保護や社会的養護の受け皿に移行させていく。
- ・また、これにとどまらず、平成30年度においては、一時保護や社会的養護の受け皿の拡充に向けた取組みを進めつつ、区における社会的入院の実態把握を行い、さらなる発生防止策等について、引続き検討を行うものとする。
- ・なお、以上にかかわらず、医療機関への一時保護委託が必要となった場合も想定し、現在の東京都における医療機関への委託条件等を把握のうえ、必要に応じて

実施できるよう備えるものとする。

- ・医療的ケアの必要な子どもの一時保護を行う場合については、緊急病床を使うことが必須となる。緊急病床の確保にあたっては、こうした児童への対応も踏まえ、医療機関との協力関係の構築に努めるものとする。
- ・医療的ケアを必要とする子どもが、一時保護解除後に家庭に復帰するためには、身体状況や医療的ケアの必要度、家族の受け入れ体制、それを支える福祉サービス等を勘案する必要がある。児童相談所は、障害福祉部門等の関係所管と十分に連携・協力のうえ、環境整備に向けた支援の一員として、家庭復帰を支援するものとする。

10 配慮を要する子どもへの対応

(1) 一時保護所の整備にあたっての配慮

「高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例（通称：バリアフリー建築条例）」と「ユニバーサルデザイン推進条例」の観点から、可能な限りバリアフリー等に対応する。

(2) 一時保護所の運営にあたっての配慮

性的マイノリティや外国籍の文化等、個人の状況に配慮した一時保護を行う。

(3) 障害児の一時保護委託

一時保護所で受け入れができない知的障害児、重症心身障害児等は、医療型、福祉型障害児入所施設へ一時保護委託を行う。

(4) 専門養育家庭への一時保護委託

障害への理解のある温かい家庭的な養育を行う社会的養護の受け皿として、専門養育家庭（専門里親）の制度があるが、現在、区内には登録家庭はなく、今後の育成が課題となっている。専門養育家庭に対しては、障害児の一時保護委託も期待されることから、その視点も持ち、育成に努めるものとする。

(5) 地域の医療・事業所等との連携

- ・障害児の一時保護にあたっては、次の例示のように地域の医療・事業所等との連携を図ることにより、子どもにとってよりよい環境を提供できるものと考えられる。

<例>

ア、障害児の主治医に、一時保護にあたっての配慮事項等を確認し、それを踏まえた環境整備のうえ、一時保護を行う。

イ、ショートステイなど、子どもが日常利用している事業所に一時保護委託を行う。

- これらの連携にあたっては、個人情報の取扱いや、事業者の体制整備などの検討が必要となる。児童相談所の開設以降、早期においてこれらの新たな取組みを実施できるよう、今後、庁内の関係各所管と連携しながら、検討を進めることとする。

第8章 社会的養護

1 基本的な考え方

(1) 背景

- ・平成28年の児童福祉法改正により子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することが明確にされた。
- ・この改正法の理念を具体化するため、「新しい社会的養育ビジョン」が示されたところであり、今後、その実現に向けた工程の中で、ビジョンの骨格のひとつである里親への包括的支援体制（フォスタリング機関）の抜本的強化と、里親制度改革に向けた各種のガイドライン等が示される予定である。
- ・一方、東京都は、平成30年1月より、児童相談所が中心になり、児童養護施設や里親支援機関がチームとして養育家庭を支援するチーム養育支援が開始されており、国の動きに加え、東京都の取り組みの動向や効果についても見極めながら、区独自の支援プランを構築していく必要がある。
- ・また、新しい社会的養育ビジョンにおいては、家庭養育の原則を実現するため、就学前の子どもは原則として施設への新規入所を停止することや、平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備の確実な完了、さらには里親委託率の目標として、就学前の子どもについては75%以上、学童期以降は50%以上を掲げている。これらの取組みにかかる国のガイドラインや財政支援が明確となった時点で、東京都においても都道府県推進計画を平成30年度に作成する予定である。

(2) 区の方針

- ・区は、平成28年の児童福祉法改正の理念の実現に向け、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、母子生活支援施設、保育園、児童館などの区の地域資源と連携し、親子の在宅生活を支え、虐待の発生予防と養育困難家庭への支援などに取り組むとともに、家庭養育を優先した社会的養護の制度設計に取り組む。
- ・最終的には新しい社会的養育ビジョンで示す里親委託率の数値目標（就学前の子どもについては75%以上、学童期以降は50%以上）の達成を目指すとしているが、新しい社会的養育ビジョンに基づく具体的な東京都の推進計画と、その年次目標が示されるまでの間においては、新しい社会的養育ビジョン以前に国が目標として示していた児童養護施設・グループホーム・里親等の割合を

それぞれ概ね3分の1とすることを、当面の区の目標とする。

- ・里親委託率の年次的な目標設定については、区の児童相談所の開設時点における東京都の取り組みの成果を踏まえて定めるものとする（平成28年度末現在の東京都の里親委託率13.1%）。
- ・児童相談所設置市としての政令指定を受ける前に、区としてできうる社会的養護の拡充・支援策には限界があり、国・都の動きについても見極める必要があるものの、平成30年度より、里親制度の普及・促進事業等を積極的に実施している他自治体の例を参考に、区ならではの地域資源や人材を活用した啓発事業や、温かく里親家庭を見守る地域づくりと、里親希望者の掘り起こしに集中的に取り組む。

2 家庭養護

(1) 里親認定基準

- ・里親の認定基準は、都の基準を参考に、特別区間の基本となる認定基準を策定する。※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より
- ・個別事項（同性カップル等）の扱いについては、引続き特別区における共通課題として検討を行う。※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

※第9章「自治体間の広域調整」を参照。

<参考> 里親（養育家庭）の認定基準（親族が養育里親・養育家庭になる場合を除く）

	東京都里親認定基準	国（法令・通知）
里親申込者の基本要件	(1)心身ともに健全であること。 注)児童の養育に必要な「健全」さであり、障害や疾病を有していても、児童の養育に差支えがなければ、この要件を満たす。	必要に応じて健康状態を調査するための健康診断書…を提出させること。（里親制度の運営について）
	(2)児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。	要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。（省令第1条の35第1号）
	(3)児童の養育に監視、虐待等の問題がないと認められること。	
	(4)児童福祉法その他関係法令等が適用になること。	
	(5)里親申込者及び里親申込者と起居を共にする者が、次の各号のいずれかに該当していないこと。（以下略）	本人又はその同居人が次の各号（同居人にあつては、第1号を除く。）のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。（法第34条の20第1項、政令第35条の5）（以下略）
	(6)世帯の収入額が生活保護基準を原則として上回っていること 注)生保基準を下回っても、別紙様式により、経済的に困窮していないことが確認された場合には、この基準を満たすものとして取り扱う。	経済的に困窮していないこと。 （省令第1条の35第2号）
	(7)委託児童の養子縁組を目的としないものであること。	
	児童相談所長は…都が指定する研修の修了を確認した上で…知事に進達する。 （東京都里親制度の運営について）	都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したこと。（法第6条の4第2項） 養育里親研修を修了したこと。 （省令第1条の35第3号）
家庭及び構成員の状況	(1)家庭生活が円満に営まれていること。	
	(2)里親申込者と起居を共にする者は、児童の受託について十分な理解を有するものであること。	…家族の理解や協力はあるのか、また、委託される子どもへの理解があるかなどを面談や家庭訪問等で調査し、認定する。 （里親委託ガイドライン）
	(3)里親申込者と起居を共にする者のうち、日常生活をする上で主たる養育者となる者が特別に対応しなければならない者がいないこと。	
	(4)里親申込者のうち、主たる養育者となる者の年齢は、原則として25歳以上65歳未満であること。 注)短期条件付・レスパイト限定付養育家庭の申込みにあつては、主たる養育者となる者の年齢が65歳以上であっても行うことができる。 注)里親申込者には、社会通念上事実上の婚姻関係にある者を含む。	養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の一律の上限は設けない。年齢の高い養育者であっても、中学生など高齢の子どもを新規や短期で委託を検討するなど、子どもの多様なニーズに応えられる里親を認定、登録することは有意義である。 （里親委託ガイドライン）
	(5)里親申込者は、配偶者がいない場合には、次の全ての要件を満たしていること ア 児童養育の経験があること、又は保健師、看護師、保育士等の資格を有していること。 イ 起居を共にし、主たる養育者の補助者として子供の養育に関わることができる、20歳以上の子又は父母等がいること。 注)「等」は、原則として親族を示す。ただし、社会通念上事実上の婚姻関係にある同居者については、その同居状態の安定性、継続性を十分考慮した上で「等」に含めることは差し支えない。	知識、経験を有する等児童を適切に養育できると認められる者については、必ずしも配偶者がいなくても、里親として認定して差し支えないこと。 （里親制度の運営について） 里親を希望する者が単身である場合：知識や経験を有する等子どもを適切に養育できると認められる者は認定して差し支えないが、養育する経済的な保証や養育を支援する環境等があるかなどを確認する。 （里親委託ガイドライン）
居家庭地域の状況及び	(1)里親申込者の家庭及び住居の環境が、児童の保健、教育その他の福祉上適当なものであること。	
	(2)住居の広さは、原則として、居室が2室10畳以上であり、家族構成に応じた適切な広さが確保されていること。	
受託動機	里親申込みの動機が児童の最善の福祉を目的とするものであること。	里親を希望する理由や動機が社会的養護の担い手としての責任の上にあるか…などを面談や家庭訪問等で調査し、認定する。しかし、社会的養護の制度の理解が低い場合、児童相談所など関係機関と協力することが難しい場合、希望理由が跡継ぎがほしい、老後の介護をしてほしい、夫婦関係を見直したいなど里親希望者自身のためだけの場合は、認定が難しい。 （里親委託ガイドライン）

(2) ファミリーホームの認定基準

- ・東京都は現在、ファミリーホームの認定は、里親からの移行か法人型のみとしている。また、里親からの移行も条件が国の規定よりも厳しいものとなっている。
- ・平成30年度において、里親や施設職員が積極的にファミリーホームを開設できるよう、区独自の認定基準の設定について検討を行うものとする。なお、この検討にあたっては、特別区間で一定の基準をそろえる必要があると考えられることから、特別区長会を通じ、各区の意見調整を図るものとする。

<参考> ファミリーホームの認定基準の比較

	国	東京都
1 設置・運営の主体	ファミリーホーム事業者については、主に次の場合が対象になる。 ア、養育里親として委託児童の養育の経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの。 イ、児童養護施設等の職員の経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの(当該児童養護施設等を設置する法人が支援を行うものを含む)。 ウ、児童養護施設等を設置する法人が、その雇用する職員を養育者とし、当該法人が当該職員に提供する住居をファミリーホームとし、当該法人が事業者となるもの。	ファミリーホーム事業の設置及び運営の主体は、次のいずれかに該当する者とする。 ア、東京都の養育家庭経験のある家庭。 イ、社会福祉法人、特定非営利活動法人等。ただし、東京都で乳児院、児童養護施設、自立援助ホーム、又はファミリーホーム事業を3年以上設置・運営した法人その他これらと同等の実績又は能力を有する者として都が認めた法人に限る。
2 職員の配置	ア、ファミリーホームごとに二人の・育者及び一人以上の補助者を置かなければならない。なお、この二人の養育者は一の家族を構成しているものとする。 イ、アの定めにかかわらず、委託児童の養育にふさわしい家庭環境が確保される場合には、当該ファミリーホームに置くべき者を、一人の養育者及び二人以上の補助者とすることができる。 ウ、養育者は当該ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない。	ア～ウ同左 エ、養育者のうち一人は、当該ファミリーホームの養育者等(養育者及び補助者をいう。以下同じ)及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。 (オ、カ省略)
3 職員の要件	養育者は次の①から④までのいずれか及び⑤に該当するものをもって充てるものとする。補助者は、⑤に該当する者とする。 ① 養育里親として2年以上同時に二人以上の委託児童の・育の経験を有する者 ② 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して五人以上の委託児童の養育の経験を有する者。 ③ 児童養護施設等において児童の養育に3年以上従事した者。 ④ ①から③までに準ずる者として、都道府県知事が適当と認めたる者。 ⑤ 法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者。(※4)	ア、2のエに定める・育者の要件 (ア)1のアに規定する事業主体の場合 i 省令第1条の31第1項第1号(※1)又は第2号(※2)の要件に該当する者であって、東京都の養育家庭として同時に4人の委託児童の養育経験を有する者。ただし、事業開始届を行う場合は、現に4人の児童を受託している者に限る。 ii ファミリーホームの常勤の養育者(次の(イ)の要件を満たす者)として1年以上の経験を有する者 (イ)1のイに規定する事業主体の場合 (ア)(ただし書きを除く)に該当する者又は省令第1条の31第1項第3号(※3)に該当する者(ただし、児童福祉施設(通所施設除く)、・・・児童相談所の一時保護所における常勤職員としての3年以上の直接処遇の経験に限る。) イ、ア以外の養育者 省令第1条の31第1項第1号から第3号までに該当する者(ただし、第3号に該当する者については、法第7条第1項の児童福祉施設(通所施設を除く。)、児童自立生活援助事業、ファミリーホーム事業又は児童相談所の一時保護所における常勤職員としての3年以上の直接処遇の経験に限る。) ウ、補助者(以下略)

	国	東京都
4 居室・設備	ファミリーホームには、委託児童、養育者及びその家族が、健康で安全な日常生活を営む上で、必要な設備を設けなければならない。	建物について、4室24畳以上の居室を有すること。
5 養育基準	定員は5人または6人とする。同時に養育する委託児童の人数は定員を超えることはできない。	同左

出典 国：小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の運営について

都：東京都ファミリーホーム事業（小規模住居型児童養育事業）設置・運営基準

※一部抜粋

（3）里親・ファミリーホームへの委託

- ・里親への委託措置は、区内の里親への委託を原則とする。区内でマッチングできない場合（実親と距離を置く必要がある、適した里親がいない等）は、他区登録里親への委託を依頼する。 ※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

※第9章「自治体間の広域調整について」を参照。

- ・里親に関する事務の基準の設定等については、平成30年度において特別区長会を通じ検討を行う。 ※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

<参考> 現在の東京都における里親委託の手順の概略

- 1) 里親への委託を必要とする子どもを担当する児童相談所（子担当）は、子ども家庭支援センターの状況や条件等を付して本庁へ連絡
- 2) 各児童相談所（親担当）は、本庁が開示する委託が必要な子どもの一覧の中から、担当する里親と条件が合致する児童がいた場合、委託に向けた調整を行う。
- 3) 交流期間（週に数回の面談を3～4ヶ月、1ヶ月の外泊）を経て委託を実施

- ・委託にあたっては、これまで子どもの状況や主訴などの児童相談所からの情報の提供が不足していると指摘されていることから、平成30年度において他自治体における例などを調査のうえ、平成31年度に区独自の扱いを定めるものとする。
- ・交流後の里親・里子のマッチングの不調は喪失体験となり、その後に与える影響が大きいことから、交流前のより丁寧なマッチングが重要であるとの指摘がある。これを踏まえ、平成30年度において、里親と里子のマッチングの不調の事例について他自治体の調査や里親会へのヒアリング等を行い、その発生原因を把握するとともに、平成31年度において具体の改善策を定めるものとする。

- ・実親の不安を解消するため、里親への委託後も児童相談所と子ども家庭支援センターが施設の里親支援専門員の協力を得ながら、子どもの気持ちを尊重しつつ実親と子どもの交流を支援していくものとする。

(4) 里親・ファミリーホームの養育力向上への取組み

① 現在の研修（東京都）の継続

現在の研修に代わる必修研修の実施については、平成30年度において特別区長会を通じ検討を行う。この特別区共通の研修方法（既存の東京都の研修の活用、各区単独での実施など）を基本に、平成31年度に区内里親会等との意見交換のうえ、詳細を定めるものとする。 ※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

<参考> 現在の主な研修（東京都）

・必修研修

認定前研修（里親認定を受けるうえでの必修研修）

登録後研修（里親認定後、1年以内に受講）

受託後研修（初めて児童を受託した里親が1年以内に受講）

乳児委託研修（乳児の委託を受けるうえでの必修研修）

登録更新時研修（登録を更新するうえでの必修研修）

・養育力向上に向けた研修

課題別研修（課題解決のための資質向上のための研修）

② 新たな研修・養育力向上に向けた取組み

ア、里親講座

・里親への関心を深めてもらうとともに、里親申請前に、里親制度について基礎的な内容（①里親制度の基礎、②養育体験者の体験談、③施設の子どもの状況）について理解を深めてもらうため、里親申請に向けた里親講座の実施について検討を行う。

イ、認定前研修の補完研修

- ・子どもの養育の経験がない里親であっても、児童相談所・里親がともに不安なく受託できるよう、里親の認定前研修（4日間）に加え、保育園、学童クラブ、児童館などで、様々な年齢層の子どものふれあい、子どもを知る機会を持つなど、区ならではの地域資源を活用した研修の実施について、平成30年度において検討を行う。
- ・区独自の研修の実施にあたっては、より参加しやすい土・日曜日の実施についても検討する。

ウ、ショートステイ・一時保護の実施と組み合わせた養育力向上への取組み

- ・ショートステイなどの短期間の委託や、比較的安定した状態の子どもの一時保護委託を複数回経験するなど、長期間の委託に向けた段階的な育成プロセスを設定するものとし、平成30年度において里親会との意見交換のうえ、平成31年度において具体の実施内容を策定する。
- ・なお、こうした取り組みを進めるうえで、ショートステイの利用を積極的に保護者に促すなど、児童相談所・子ども家庭支援センター等のケースワークとも連携を図るものとする。

(5) リクルート（人材募集）

① 普及啓発

里親をはじめとする社会的養護の普及啓発は、里親のリクルートとしての直接的な成果にとどまらず、里親への理解と、温かく里親家庭を見守る地域社会づくりを目指すものであり、里親家庭の拡充に向けた基盤づくりとして重要な取り組みとなる。こうした認識の下、里親希望者の掘り起こしに向け、次のとおり平成30年度より新たな普及啓発に取り組む。

- ・里親会や里親支援団体による社会的養護の推進に向けた事例研究の発表会の開催（10月以降開催に向け調整中）
- ・福祉・医療等のシンポジウムの後援・共催に伴う社会的養護の取り組みについての講演（11月以降開催に向け調整中）

<参考> 現在の取組み（平成29年度実績。平成30年度同事業継続）

- ・里親と学生のミニ交流会（養育家庭制度の説明（DVD上映）、里親と学生の座談会）
- ・駅頭啓発（10月2日（月）～6日（金）本庁舎、経堂駅、二子玉川駅、成城学園前駅、烏山区民センター前で養育家庭体験発表会のチラシ、里親啓発リーフレット、子ども家庭支援センターのパンフレット等を配布）
- ・養育家庭体験発表会
- ・北沢・烏山地域の要保護児童支援地域協議会での体験発表会

② その他

里親のリクルートに向けた啓発活動等にあたっては、次のとおり工夫や改善に取り組むものとする。

- ・里親の認定基準が明確に打ち出されておらず、里親に関する情報が正しく伝わっていないことが懸念されることから、啓発にあたっては、この点を見直し、里親についての正確な情報が広く周知されるよう努める。
- ・保育園、幼稚園、小・中学校等は、里親の支援者として位置づけられることから、支援者としての視点からの教員に対する研修や、里親家庭への関わりなどの理解を深めるための研修の実施を検討する。

- ・里親を増やすにあたっては、ファミリーサポート事業の援助会員を増やす取組を行うことが有効であると考えられることから、ファミリーサポート事業の拡充についても積極的に取り組む。

(6) 里親手当

里親手当では、特別区間で統一の手当てとし、現在の都の支給ベースを下回らないように設定をする方向で検討する。 ※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より

※第9章「自治体間の広域調整」を参照。

(7) 要保護児童対策地域協議会への参加

里親の地域ネットワークへの参加を促進するなど、里親は社会的養護を担う地域機関の一員として地域の子育て支援との連携を図る。

(8) フォスタリング機関の設置

① フォスタリング機関の概要

- ・里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な業務（フォスタリング業務）を包括的に実施する機関。
- ・十分な専門性と経験を積んだ多職種人材からなるソーシャルワークを集団で行う組織であることが必須とされている。
- ・フォスタリング機関の最小単位は、統括責任者・リクルーター・アセスメントワーカー・スーパーバイジングソーシャルワーカー、心理職（兼任も可）等で構成されることとされている。

② 区の方向性

ア、現状の課題と望まれる支援

現在、里親会との意見交換などを通じ、区の児童相談所設置に向けて、次のような改善要望が寄せられている。

- ・里親が地域で孤立することなく子どもを養育するための関係機関の役割の整理と、関係機関で構成するチーム体制による養育支援体制の構築が望まれること
- ・夜間・休日における里親からの相談対応や、里子との衝突などの困難が生じた際の支援などを担う24時間体制での専門職員の配置が望まれること
- ・養育の委託・解除の権限を持つ児童相談所に対しては、養育についての相談がしにくいことから、児童相談所以外の総合的な支援を担う機関の設置が望まれること

- ・都・区などの行政組織においては、定期的な人事異動があり、支援のスキルの蓄積や里親との信頼関係の構築が困難であることから、民間機関のように同一の職員が継続して担当することが望まれること
- ・養育委託中のレスパイト利用ができる一時預かり等の充実が望まれること

イ、フォスタリング機関の設置方針

こうした状況を背景に、国はフォスタリング機関の設置促進のためのガイドライン（次項参照）の作成に取り組んでいる。区としても、東京都が平成29年度より開始したチーム養育の成果等も見極めつつ、フォスタリング機関を設置し、有効に活用することが家庭養護の推進を図るうえで最善であると考えられることから、その設置に向けた検討を進めるものとする。

③ 国の動向と今後の検討スケジュール

- ・国は、質の高い里親養育を実現するためのフォスタリング業務のあり方について、できる限り具体的に提示することを目的とした「フォスタリング機関及びその業務に関するガイドライン」の策定に取り組むとしており、フォスタリング機関の定義や民間フォスタリング機関と児童相談所との関係の整理などが示される予定である（平成30年度の早期に提示されることが見込まれている）。
- ・このガイドラインが提示され、内容が明らかになった時点において、区の取り組みの具体化に向けて検討を行うとともに、フォスタリング機関の設置までの間における啓発等の取り組みについても、適宜見直しを行うものとする。

④ 当面の取り組み

前項の「2 家庭養護」及び「第3章 児童相談所移管後の児童相談行政」の「2 子ども家庭支援センターと児童相談所の役割分担」を参照。

⑤ その他

フォスタリング機関の設置と並行し、子ども家庭支援センターを通じて通常の家と同様に在宅サービスや母子保健事業の利用の促進などに取り組むものとする。

3 施設養護

(1) 運営支援

- ・児童養護施設に対しては、里親の専門相談や、民間フォスタリング機関としての新たな里親支援とともに、里親・ファミリーホームへの委託が適当でないと判断される子どもの養育の受け皿として、専門的なケアを提供しつつ、「できる限り良好な家庭的環境」での養育が可能なグループホーム（施設分園型、地域小規模型、小規模グループケア地域型ホーム）への発展が期待される。
- ・こうしたことを踏まえ、基盤となる既存の施設の安定的な運営を維持するため、

児童相談所の開設以降も現在の都の支給ベースを下回らないよう措置費を設定する方向で検討する。

- ・特別区長会を通じた検討においても、特別区としては都の単独加算と同等の加算を継続する方向である。平成30年度において、これを前提とした当該加算の都・区の負担方法について、引続き特別区長会を通じ協議を行う。 ※平成30年3月27日時点 特別区検討状況より
- ※第9章「自治体間の広域調整」を参照。

(2) 関係機関との連携

- ・児童養護施設等から家庭復帰する子どもは、家庭復帰後も継続して支援が必要な場合があることから、復帰前から児童相談所、子ども家庭支援センター、区内の関係機関による支援プランを共有し、確認することとし、その具体の手順等について、平成30年度において検討を行うものとする。
- ・子どもの家庭復帰や自立への支援にあたっては、児童相談所・子ども家庭支援センター・児童養護施設等の三者が連携しながらそれぞれの役割を果たす必要がある。こうした役割と、それぞれの責任を明確にするとともに、連携を円滑に行い、適切な支援を行うため、研修等を通して三者間の交流を図るなど、相互理解のための機会を定期的に設けるものとする。
- ・同様に、子どものアセスメントや対応方針などについて、里親と児童養護施設が円滑に連携するため、施設の里親支援専門員の活用や、交流や研修の実施等について検討するものとする。

4 児童の自立支援

(1) 自立支援チーム・自立支援プログラムの策定

- ・児童養護施設等退所者への支援については、これまで施設が主に担ってきた。区の児童相談所開設以降については、児童相談所による一貫したアセスメントに基づき、入所期間中の支援から自立後の見守りまでを施設や関係機関等と連携して行う体制の構築を目指す。
- ・その他、里親・ファミリーホームと連携し、施設の子どもが社会に出る前の一定期間において、家庭での生活を経験する機会の設定や、支援や見守りに携わる地域の人材確保や育成などに取り組むものとし、平成31年度を目途に、具体のプランの策定を行うものとする。

(2) せたがや若者フェアスタート事業

- ・せたがや若者フェアスタート事業を継続し、児童養護施設退所者等への支援を行うとともに、家庭復帰の子どもを含め、メルクマールせたがや、青少年交流センターなどの若者支援機関、児童館や、不登校・ひきこもりに関わる教育委員会等の関係機関と連携し、情報の共有や効果的なつなぎなど、切れ目のない

支援を行っていく。

- ・奨学金制度については、社会情勢の変化等を踏まえながら、学習意欲のある子どもの進学支援に必要な充実を図るとともに、制度を知らずに進学を断念することがないように周知の徹底を図り、里親・施設等による情報格差が生じないように工夫に努めるものとする。

5 特別養子縁組

① 養子縁組里親

都道府県（児童相談所）の業務として位置付けられた養子縁組に関する相談・支援や、養子縁組里親が法定化されたことに伴う里親登録や研修の実施等について、平成31年度を目途に、区としての取組みを整理するものとする。

② 民間あっせん機関による養子縁組

民間あっせん機関による養子縁組にかかる児童の保護等の法律の施行（平成30年4月）に伴い都道府県では、民間あっせん機関の許可、監督、検査、指導、必要な措置を実施することになった。また、児童相談所は、必要に応じて、民間のあっせん機関と相互連携や協力が求められている。児童相談所設置に伴い、区として、業務を実施することになるため、東京都等他の自治体を参考にしながら、平成31年度を目途に実施に向けての整理を行うものとする。

6 障害児の社会的養護の充実に向けた取組み

（1）専門里親の拡充

- ・障害児や被虐待児、非行等の問題を有する子どもなど、一定の専門的ケアを必要とする子どもを養育する専門養育家庭の制度があるものの、区内には登録家庭はなく、都内でも13家庭（平成28年度末現在）に留まっており、その育成を進める必要がある。
- ・平成30年度において、里親制度の普及・促進事業等の積極的な実施や、国の動向を見据えたフォスターリング機関の設置の検討等を予定しており、これらとあわせ、他自治体における取り組みの調査や里親会との意見交換等を行い、専門里親の拡充に向けた具体策の検討を行うものとする。

（2）支援・連携の強化による受け皿の拡充

- ・この間における検討を通じ、里親や施設等があらかじめ障害特性を理解し、かつ児童相談所・子ども家庭支援センター等による支援内容が事前に明確にされていれば、里親・施設における養育の機会の拡大が見込まれることが明らかになっている。こうしたことを踏まえ、次のとおり支援の強化等を進めることにより、障害のある児童の社会的養護の受け皿の拡充を目指す。
- ・なお、これらの新たな取組みにあたっては、関係機関への一定程度の周知期間

を設ける必要があることを踏まえ、平成31年度を目途に、具体的方策の策定を目指す。

ア、子どもの情報の伝達方法の見直し

障害児の委託・入所措置にあたり、里親・施設に伝える子どもの障害の状況などの情報の範囲や、伝達方法について、より適切なものとなるよう、東京都をはじめとする各自治体における扱いを調査するなどのうえ、見直しを行うものとする。

イ、アウトリーチ支援の実施の検討

里親や児童養護施設に対する障害児の養育の支援の一環として、関係機関支援事業の実施とあわせ、児童相談所の医師等によるアウトリーチ支援の実施などを検討するものとする。

ウ、フォスタリング機関の設置の検討

フォスタリング機関の設置の検討にあたっては、同機関が里親への支援を行うにあたり、子どもの障害にかかる相談に対応できるよう一定程度の知識や技術が求められることを踏まえ、検討を行うものとする。

7 その他

以上に掲げるほか、社会的養護の一層の拡充に向け、次の事項について引続き検討を行うものとする。

- ・代替養育における子どもの意見表明権を保障するためのアドボケイト制度の構築（権利の主体者として、子ども自身の意見を聞き、現状の改善や、里親・施設の変更、社会的自立等を可能とするなど）
- ・夏季休暇期間等において、里親をフレンドホームとして利用した子どもが、引き続き当該里親による養育を希望した場合などにおいて、子どもの希望を反映できるような柔軟性のある制度運用
- ・「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」で提言されている「産前産後母子ホーム（仮称）」のように、親子を引き離さない支援の実施
- ・子どもの養育委託後の実親への引続きの支援にあたっての、児童相談所、子ども家庭支援センター等の各機関の役割や連携の整理等